

請求日 西暦 年 月 日株式会社全銀電子債権ネットワーク 御中
株式会社秋田銀行 御中

■請求者

①	おところ 金融機関届出住所	〒
②	おなまえ 法人名（代表者名） 個人事業主名	電話番号 印
③	利用者番号	

請求者は、次のとおり、業務規程細則第56条第2項第3号②③に定める、決済口座にかかる利用契約における、でんさいの残高証明書の発行を請求いたします。

■残高証明書の発行対象となる利用契約の決済口座

④	決済口座（*1）	支店名	預金種目	口座番号
			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	

* 1 残高証明書発行対象利用契約の決済口座の一つをご記入ください。
残高証明書には当該利用契約において最初に登録された口座情報が掲載されます。

■残高証明書発行基準日（*2）

⑤	発行サイクル	<input type="checkbox"/> 毎年発行（*3）		月		日	<input type="checkbox"/> 月末日
		<input type="checkbox"/> 毎月発行（*3）	毎	月		日（*4）	<input type="checkbox"/> 月末日
		<input type="checkbox"/> 指定日発行		月		日	

* 2 発行基準日は請求日以降の日付を指定いただけます。なお、請求日よりも前の日付を指定する場合は別様式（都度発行方式）にて発行請求願います。
* 3 月末日を指定する場合は、「月末日」の「□」をチェックしてください。「日」の記入は不要です。
* 4 29日、30日、31日は指定不可

■残高証明書郵送先

⑥	郵送先	<input type="checkbox"/> 記録住所	<input type="checkbox"/> 指定住所	<input type="checkbox"/> 記録住所・指定住所の両方
⑦	指定先宛名（*5）			
	指定先住所（*5）	〒		

* 5 ⑦の欄は「指定住所」もしくは「記録住所・指定住所の両方」を選択した場合にご記入ください。

- （注）
- 残高証明書は、残高証明書発行基準日から15営業日以内に簡易書留にて郵送されます。
 - お客様からの残高証明書の発行状況の確認につきましては、上記「1」の期間を経過した場合のみ、でんさいネットコールセンター（03-5252-3595）にて受け付けます。
 - 「残高証明書郵送先」記載の住所に残高証明書を郵送したものの不達となった場合は、原則として1か月間保管いたします。（保管期間経過後、当該残高証明書が必要になる場合、新たに都度発行方式による残高証明書を請求いただく必要がありますのでご注意ください。）

株式会社秋田銀行使用欄

EIBセンターへ送付	受付日	取引店名	検印	名義住所	印鑑照合	本人確認	受付